令和５年度「大阪府芸術文化振興補助金」募集要項

■　大阪府では、府民に優れた芸術文化の鑑賞機会などを提供し、芸術文化の振興を図るため、「大阪府補助金交付規則」及び「大阪府芸術文化振興補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）」に基づき、大阪府内の芸術文化団体が自主的に行う有意義な事業に対して補助金を交付する「大阪府芸術文化振興補助金」事業を実施しています。

■　令和５年度の補助金の交付を希望される団体は、本募集要項に基づきご応募ください。

なお、当事業は、令和５年度大阪府当初予算が成立した場合に実施します。予算の状況等によっては、内容の変更等が生じる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

１　応募資格（補助対象となる団体）について（交付要綱第２条）

応募資格は、舞台芸術、文芸、美術等の分野において、府内に活動の拠点を置き、広域にわたって自主的に有意義な芸術文化活動を行い、かつ、大阪府の文化振興に寄与していると認められる団体で、次の（１）～（３）のいずれかに該当するとともに、（４）の実績要件を満たすものとします。

（１）一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）又は特定非営利活動促進法（平成１０年法律第７号）により設立された法人

（一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人、公益財団法人、ＮＰＯ法人）

（２）法人格を有しないが、次の要件を全て満たしている団体

①　定款、寄附行為に類する規約等を有し、その規約等に文化の普及発展に資することを主たる目的としている旨の記述がされていること

②　団体の意思を決定し、執行する組織が確立していること

③　自ら経理し、監査する等会計組織を有していること

（３）複数の団体で構成される実行委員会等で次の要件を全て満たしている団体

①　実行委員会等が上記（２）の要件を全て満たしていること

②　実行委員会等の中核となる団体が上記（１）又は（２）のいずれかに該当すること

（４）実績要件

団体自らが補助の対象となる事業と同程度の事業を過去に主催して行った実績を有すること。

ただし、（３）の実行委員会等が令和５年度に初めて事業を実施する場合は、実行委員会等の中核となる団体が、同程度の事業を自ら主催して行った実績を有することにより、実績要件を満たしているものとします。

なお、次のいずれかに該当する者は応募できません。

□　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第２条第２号に規定する暴力団又は同条第６号に規定する暴力団員若しくは大阪府暴力団排除条例第２条第４号に規定する暴力団密接関係者

□　法人にあっては罰金の刑、個人にあっては禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から１年を経過しない者

□　公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第４９条に規定する排除措置命令又は同法第６２条第１項に規定する納付命令を受け、その必要な措置が完了した日又はその納付が完了した日から１年を経過しない者

２　補助対象事業について（交付要綱第３条）

補助対象となる事業は次の（１）～（４）の要件を全て満たす事業です。

（１）次の①から④のいずれかの事業で、文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの

①　舞台芸術（邦楽、洋楽、オペラ、新劇、若者演劇、児童劇、邦舞、バレエ、現代舞踊、古典芸能、大衆芸能及び民俗芸能）の公演やワークショップなどの事業

②　出版や文学などの文化普及事業

③　美術作品の展示やワークショップなどの美術振興事業

④　その他、芸術文化の振興を図るため適当と認める事業

（２）大阪府内で行われる事業であること

（３）広く一般に開かれた事業であること

（４）宗教的又は政治的な宣伝意図を有しないこと

※１　「文化を通じた次世代育成を主たる目的とするもの」とは、以下を満たす事業を指します。

〇優れた芸術文化の鑑賞などを通じて、子どもや青少年の成長に資すること  
（※観客やワークショップへの参加者が、子どもや青少年を中心とした府民を対象とする事業が補助対象となり、大人のみを対象とする事業は応募できません。）

〇事業を実施する上で、次世代の芸術文化を担うアーティストやプロデューサーなどの人材が育成されるよう考慮されていること

※２　国及び地方公共団体から業務委託を受けて実施する事業及び実行委員会等の構成団体として国及び地方公共団体から負担金が支出されている事業は応募できません。

３　補助対象事業の実施期間について

令和５年４月１日から令和６年３月３１日までに実施する事業が対象です。

４　補助金額について（交付要綱第５条）

**１事業につき「補助対象経費」の１/２以内で、１００万円を上限とします。（ただし、「補助対象経費」から「入場料、協賛金、助成金、補助金、有料配布する図録・パンフレットの販売等の収入」を控除した額の範囲内）**

※１　特に斬新性・新規性が高く、他の団体のモデルとなる等の波及効果が期待できると認められる事業については、上限額を２００万円とする場合があります。

※２　算出額に千円未満の端数が生じた場合は、端数を切り捨てます。

※３　上記の収入には、当補助金は含みません。

※４　補助金額は、予算の範囲内で決定するため、希望額どおりにならない場合があります。

※５　補助金の最終確定額は、実績報告書により算定されますので、交付決定額どおりとは限りません。

※６　補助金については、原則、事業終了後に実績報告書を提出いただき、補助金額を確定した後に交付します。

５　補助対象経費について（交付要綱第４条）

補助対象事業における経費の基本的な考え方は、次の経費区分表のとおりです。

【経費区分表】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 補助対象経費 | 科　目 | 細　目 | 主　な　内　訳 |
| 出演・  音楽・  文芸費  等 | 出演費 | 指揮料、演奏料、ソリスト料、合唱料、舞踊家・俳優・後見等出演料　等 |
| 音楽費 | 作曲料、編曲料、作詞料、副指揮料、楽器借料、楽譜借料、写譜料、楽譜製作料、調律料、稽古ピアニスト料　等 |
| 文芸費 | 演出料、演出助手料、監修料、振付料、振付助手料、音響プラン料、照明プラン料、舞台監督料、舞台助手料、台本料、訳詞料、著作権使用料、舞台美術料、舞台衣装デザイン料、  字幕費、賞金、動画配信サイト登録料　等 |
| 作品借料 | 美術作品借料、美術作品保険料　等 |
| 会場・  舞台費等 | 会場費 | 会場使用料、会場付帯設備使用料　等 |
| 舞台費 | 大道具費、小道具費、衣装費、床山・かつら費、履物費、メイク費、舞台スタッフ費、  照明費、音響費、舞台装飾費、動画配信にかかる機材借料　等 |
| 運搬費 | 道具運搬費、楽器運搬費　等 |
| 謝金・  旅費・  宣伝費等 | 謝　金 | 講演謝金、原稿執筆謝金、会場整理員謝金、託児謝金、選考委員謝金　等 |
| 旅　費 | 交通費、宿泊費　等 |
| 通信費 | 案内状送付料　等 |
| 宣伝費 | 広告宣伝費(新聞、雑誌、駅貼り、宣伝デザイン料等)、立看板費　等 |
| 印刷費 | プログラム印刷費、台本印刷費、図録印刷費、入場券印刷費、チラシ印刷費、  ポスター印刷費　等 |
| 記録費 | 録画費、録音費、写真費、動画配信にかかる映像制作費・配信費　等 |
| 損害保険料 | 催事（イベント）保険料以外の保険（傷害保険　等） |
| 雑　費 | 消毒液、マスク、フェイスシールド等   * 新型コロナウイルス感染症拡大防止対策のためのものに限ります。 * 通し総稽古（ゲネプロ）及び公演日、ワークショップ当日の使用分（参加者及び観客分含む）のみ対象経費となります。 * 空気清浄機、換気扇、受付用アクリル板等の実施団体の財産となり得るような物品については、対象経費となりません。 |
| 補助対象外経費 | 以下の経費は対象外経費になります。  ①入場券等販売手数料  ②航空・列車運賃の特別料金（ファーストクラス料金、グリーン車料金　等）  ③自ら設置し又は管理する会場施設において活動を行う場合の会場使用料  ④催事（イベント）保険料（事業の中止・中断に対する保険）  ⑤仕入控除税額の対象となる消費税及び地方消費税  ※免税事業者、簡易課税事業者、その他消費税額の控除の特例が適用される事業者は、消費税及び地方消費税も補助対象経費となります。 | | |

※　新型コロナウイルス感染症対策等により、事業を動画配信する際にかかる経費についても、補助対象経費とすることができます（上記経費区分表に当てはまるもののみ）。

※　事業実施期間に必要と認められるものが対象となります（日常練習経費は対象外）。ただし通し総稽古（ゲネプロ）は可。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 事業計画書に記入できない経費 | 1. 団体運営のための経常的経費 | 事務所経費、職員給与、事務用品購入費　等 |
| ②　団体の財産になり得るものの購入や制作経費 | 備品等購入費、楽器購入費　等 |
| ③　練習経費等 | 日常の練習に係る経費（練習場借料、指導料等）、補助事業に係る取材・会議・企画・制作・打ち合わせ等に係る経費、マネージメント料　等  ※　通し総稽古（ゲネプロ）に係る経費は補助対象経費ですが、日常の練習経費は事業計画に記入できません。 |
| ④　実施団体の構成員等への支払い | 実施団体の構成員や会員に支払う経費　等 |
| ⑤　行政機関に支払う手数料 | 印紙代、ビザ取得経費　等 |
| ⑥　飲食費等、社会通念上、公金で賄うことがふさわしくない経費 | 飲食費、パーティ経費、打ち上げ費、記念品代、  交際費・接待費　等 |
| ⑦　①～⑥のほか団体の自主財源により賄うべき経費 | 振込手数料、電話代、アンケート経費、礼状送付料、  予備費　等 |

６　補助金手続の流れについて

補助金に関する事務手続の流れは次のとおりです。内定した団体には、改めて詳細をお知らせします。

令和４年12月１日（木）

補助金を交付する団体を募集

～令和５年１月31日（火） 募集  
　　　　　　　　　　　　　　 ↓

令和５年１月31日（火）まで 応 募 締 切　応募団体から応募書類を提出

　　　　　　　　　　　　　　　　　↓

２月下旬～３月上旬　 　　　審査　大阪アーツカウンシルによる面接審査等の実施

　　　　　　　　　　　　↓

３月中旬　　　　 　　　　　内定　大阪府から内定団体へ内定を通知

　　　　　　　　　　　　　　 ↓

３月下旬　　　　　 　　　　交 付 申 請　内定団体から補助金交付申請書を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

４月上旬　　　　 　　　　　交付決定　大阪府から補助金交付決定を通知

　　　　　　　　　　　 ↓

変更がある場合のみ　 　　　変更申請等　変更申請書等を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

令和５年４月１日（土）　　 事業実施　補助事業の実施

～令和６年３月31日（日）　　 ↓

　　　　　　　　　　　　　　 ↓

事業終了後１か月以内　 　 実績報告　実績報告書を提出

　　　　　　　　　　　 ↓

　　　　　　　　　　　　　　 交 付 確 定　大阪府から補助金交付確定を通知

　　　　　　　　　　 ↓

補助金交付　補助金の交付

７　応募方法について

（１）応募書類

次の書類に必要事項を日本語でご記入の上、各１部ずつ作成してください。

1. 令和５年度　大阪府芸術文化振興事業計画書（交付要綱様式第１号）

様式第1号－１（計画書）

様式第1号－２（団体の概要）

様式第1号－３（事業者が実行委員会の場合は中核となる団体の概要）

様式第1号－４（収支予算書）

1. 令和５年度　大阪府芸術文化振興事業計画書チェックシート

③　団体の定款・規約等

④　役員名簿

⑤　その他、活動実績や応募事業について参考となる資料

■　様式は、「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/geibunhojo.html>

■　15ページ以降に記入のポイントを掲載していますので、必ずご覧ください。

■　ご提出いただいた書類は返却しませんので、あらかじめご了承願います。

■　事務局から応募書類の内容についてお問い合わせをさせていただくことがあるため、コピーをとる等控えを手元にお持ちください。

■　書類作成にあたって筆記による場合は、黒ペン等をお使いください。消すことができるボールペンや鉛筆の使用は不可です。また、修正する場合は、修正テープで修正せず、修正箇所に二重線を引き正しい内容を記載してください。

■　応募書類については、**提出後の差し替えは一切認められません。**

応募書類が審査資料となりますので、提出後に変更が生じることがないよう、内容については十分検討の上、作成してください。補助金内定後及び交付決定後に補助事業の内容・収支予算に大幅な変更が生じていると認められる場合は、補助金を減額又は交付しないことがあります。

（２）提出方法

**書類は、郵送か電子メール**[**で提出してく**](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp）で提出してく)**ださい。**

1. 郵送での提出

封筒に「令和５年度大阪府芸術文化振興事業計画書在中」と朱書きの上、「簡易書留」又は

「レターパックプラス」など、配達が記録される郵送方法で提出してください。

※持参での応募はできません。

1. 電子メールでの提出

・提出先のメールアドレス（[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp?subject=令和4年度大阪府芸術文化振興補助金への応募（団体名：〇〇）)）あて送信してください。

・また、メール送付後、閉庁日（年末年始・土日祝）を除く２営業日以内に文化課から応答メールがない場合は、（５）の問い合わせ先までご連絡ください。

（３）提出期限

**令和５年１月31日（火曜日）**

※郵送の場合は、当日消印有効

（４）提出先  
〇郵送先

〒559－8555

大阪市住之江区南港北１－14－16　大阪府咲洲庁舎（さきしまコスモタワー）37階

大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ  
　　　大阪府芸術文化振興補助金　担当あて

　　　〇メールアドレス　　[bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp](mailto:bunka@sbox.pref.osaka.lg.jp?subject=令和4年度大阪府芸術文化振興補助金への応募（団体名：〇〇）)

（５）問い合わせ及び相談先

大阪府　府民文化部　文化・スポーツ室　文化課　文化創造グループ

大阪府芸術文化振興補助金　担当あて　　電話　０６－６２１０－９３０５

（６）募集に関する説明会の開催について

「大阪府芸術文化振興補助金」及び「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」の令和５年度事業の募集に関する説明会（事例報告会及び個別相談会も合わせて行います）を以下の日程で開催します。

※事前予約が必要です。（応募多数の場合は先着順）

日時：令和４年12月19日（月）13:00～16:30（予定）

会場：エル・おおさか本館７階７０９号室（大阪市中央区北浜東３－14）

詳細については、「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/geibunhojo.html>

８　審査方法について

（１）審査は、大阪府市文化振興会議アーツカウンシル部会委員が面接を行います。応募多数の場合は、面接審査に先立ち、書類審査を行うこともあります。

（２）面接審査は、令和５年２月下旬～３月上旬を予定しています。日時が決まりましたら、応募者に改めて連絡します。

（３）審査項目、審査のポイント

|  |  |
| --- | --- |
| 審査項目 | 審査のポイント |
|
| 事業目的 | ・子どもや青少年を含む府民に対して、優れた芸術文化に触れる機会を効果的に提供できるよう工夫されていること ・補助金を交付することにより、内容の充実や質の向上等、次世代育成の目的に沿った効果が期待できること  ・次世代の芸術文化を担う人材育成への考慮がされていること |
| 事業実現性 | ・事業内容が具体的で実現性があること ・予算が適切に計上され、精査されていること |
| 事業の内容、発展性 | ・芸術文化の振興に資する活動であること ・補助期間終了後の事業展開について、明確なビジョンを有しており、今後の発展に期待が持てること ・直近２年度の間に、本事業に採択された実績がある事業者は、上記２点に加え、過去の採択実績を踏まえて、さらに発展性のある事業計画が策定されていること |
|
| アクセシビリティーへの配慮 | ・障がいの有無、国籍、経済的状況などにかかわらず、誰もが参加、鑑賞しやすい環境づくりがなされていること |
| 他機関との連携 | ・市町村や学校、地域等、他機関との具体的な連携が図られていること |

（４）令和５年度は、10件程度の事業の採択を予定しています。

（５）応募者が審査委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触するなどの不正行為を行った場合は、審査の対象から除外します。

（６）審査結果については、採択された事業者名、事業の名称及び内容等を「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページ等で公表します。

９　他の補助金との重複について

同一事業について、当補助金と、国、他の地方公共団体及び民間団体からの補助金等を同時に受けることはできますが、次の補助金については、重複して受けることはできませんので、ご留意ください。

（１）大阪府の他の補助金

（２）大阪市芸術活動振興事業助成金

また、同一事業について、当補助金と別途募集中の「輝け！子どもパフォーマー事業補助金」は、重複での申請はできません。あらかじめ補助金を選択の上、いずれかにご応募ください。

１０　事業実施及び事務手続に当たっての留意点

（１）補助金の交付決定を受けた事業については、当該年度内に事業を実施するようお願いします。

（２）補助事業の確認及び評価のため、事業実施中に現地確認させていただきます。

（３）大阪府文化振興基金及び大阪府芸術文化振興補助金事業の広報活動のため、写真や動画の提供、報告等を求めることがあります。また、同基金にご寄附いただいた方への報告等のため、協力を依頼する場合があります。

（４）補助金の交付決定を受けた事業については、当該事業の実施に際して作成するポスターや、チラシ、プログラム等に必ず「大阪府芸術文化振興事業」である旨の記載及びマークの表示を行ってください。



〈表示例〉

（５）補助金の交付決定に際して、暴力団等に該当しないことを審査するため、団体の役員等の住所、生年月日等の個人情報をご提出いただきます。

（６）補助事業終了後、速やかに実績報告書及び関係書類（契約書、見積書、請求書及び領収書等の写し）を提出していただきます。不適切・不明確な経費支出があった際には、交付した補助金の全額又はその一部を返還していただく場合があります。

（７）補助金交付に関する一連の通知、関係する帳簿、関係書類及び領収書等の証拠書類は、補助金の交付を受けた年度終了後、**１０年間保存**しなければなりません。

（８）大阪府の補助金の交付決定を受けた事業主であって条例で規定する規模以上である場合は、「大阪府障害者の雇用の促進等と就労の支援に関する条例（ハートフル条例）」の対象になり、障がい者雇用状況について、大阪府知事に報告する必要があります。

詳細については、「ハートフル条例広報チラシ」のホームページをご覧ください。

<http://www.pref.osaka.lg.jp/koyotaisaku/syogaisyakoyo/kouhouchirashi.html>

１１　その他

過去の採択実績については、次のホームページに掲載しています。事例を紹介している募集案内パンフレットもホームページに掲載していますので、ご応募いただく際の参考にしてください。

□「大阪府芸術文化振興補助金」のホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/news/geibunhojo.html>

***大阪府芸術文化振興補助金は、大阪府文化振興基金を活用して実施しています。***

**～大阪府文化振興基金のご案内～**

大阪府では、芸術文化の振興を図るため、大阪府文化振興基金を設置しています。

どなたでもご寄附いただけますので、ぜひ皆様のご協力をよろしくお願いします。

詳しくは「大阪府文化振興基金」のホームページをご覧ください。

□「大阪府文化振興基金」ホームページ

<http://www.pref.osaka.lg.jp/bunka/bunkakikin/index.html>

